

甲府市特定不妊治療費助成事業実施要綱

平成20年4月1日

福第1号

(目的)

第1 この要綱は、不妊治療を行っている夫婦に対し、体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2 助成の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 治療開始時及び申請時、法律上の婚姻をしている夫婦であること。
- (2) 夫婦の一方又は双方が、申請時に甲府市内に住所を有すること。
- (3) 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断されていること。
- (4) 夫及び妻の前年の所得（1月から5月までの申請については前々年の所得）の合計額が、730万円未満であること。この場合において、所得の範囲及びその額の算出方法については、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第2条及び第3条を準用する。
- (5) 市税等を滞納していないこと。
- (6) 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること。

2 令和元年の夫及び妻の所得の合計額（以下この項において「夫婦合計所得」という。）が730万円以上の場合については、前項第4号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、令和2年度中の申請に限り、助成の対象とする。

- (1) 新型コロナウイルスの影響により所得が減少し、令和2年における夫婦合計所得が730万円未満となる見込みのとき。
- (2) 平成30年における夫婦合計所得が730万円未満で、新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期したことにより、令和2年5月までに申請ができなかったとき。

3 令和2年3月31日時点で妻の年齢が42歳であり、かつ、新型コロナウイルスの感染防止の観点から令和2年度に治療を延期したことにより、治療期間の初日における妻の年齢が43歳となる者について、第1項第6号の規定にかかわらず、令和2年度中の申請に限り、助成の対象とする。

(対象となる治療等)

第3 助成の対象となる治療は、第9の規定により市長が指定した医療機関（第9第5項の規定により市長が指定したものとみなされる医療機関を含む。）で行われた特定不妊治療とし、卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止した場合を除き、医師の判断に基づきやむを得ず治療を中止した場合についても助成の対象とする。ただし、以下に掲げる治療法は助成の対象としない。

- (1) 夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療

- (2) 代理母（妻の卵巣及び子宮の摘出等により、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの）
- (3) 借り腹（夫婦の精子と卵子は使用できるが、妻の子宮の摘出等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの）

（助成額及び回数）

- 第4 助成額は、特定不妊治療に要した費用（保険診療外の費用に限るとともに、入院食事その他直接特定不妊治療に関係のない費用を除く。）、助成回数及び別表第1「体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲」の治療ステージにより、次の各号のとおりとする。ただし、1円未満の端数は切り捨てる。
- (1) 特定不妊治療に要した費用に対して、1回の治療につき15万円（ただし、別表第1のC及びFの治療については7万5千円）まで助成する。
 - (2) 前号のうち、初回の治療に限り30万円まで助成する。ただし、別表第1のC及びFの治療を除く。
 - (3) 特定不妊治療の一環として、新たに精巣又は精巣上体から精子を採取するための手術（以下「男性不妊治療」という。）を行った場合は、第1号及び第2号の規定による助成のほか、15万円まで助成する。ただし、別表第1のCの治療を除く。
 - (4) 前号のうち、初回の男性不妊治療に限り30万円まで助成する。ただし、別表第1のCの治療を除く。
 - (5) 特定不妊治療に要した費用が第1号及び第2号の助成額を超える場合は、超えた額の2分の1を助成する。ただし、上限を10万円とする。
- 2 助成の回数の限度は、通算6回（初回助成に係る治療期間の初日における妻の年齢が40歳以上の場合には3回）とする。
- 3 前項の助成の回数の限度は、助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）が、既に国が実施する「不妊に悩む方への特定治療支援事業」に基づいて都道府県、指定都市及び中核市からの助成（以下「都道府県等からの助成」という。）を受けていた場合は、助成回数を通算するものとする。ただし、平成25年度以前から都道府県等からの助成を受けている夫婦で、平成27年度までに通算5年間助成を受けている場合には、助成しない。
- 4 「1回の治療」とは、採卵準備のための投薬開始から、体外受精又は顕微授精1回に至る治療の過程をいい、以前に行った体外受精又は顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植についても1回とみなす。
- 5 本要綱に基づく申請に係る特定不妊治療について、甲府市（以下「本市」という。）以外の市町村等が実施する事業により助成を受けている場合は、特定不妊治療に要した費用からその助成額を控除して算定する。
- 6 第2項の規定にかかわらず、令和2年3月31日時点で妻の年齢が39歳であり、かつ、令和2年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期した場合については、令和2年度中の申請に限り、初回助成に係る治療期間の初日における

妻の年齢が41歳未満であるときの助成の回数の限度を通算6回とする。

(助成の申請)

第5 申請者は、甲府市特定不妊治療費助成申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 甲府市特定不妊治療費助成受診等証明書(第2号様式)
- (2) 医療機関発行の領収書
- (3) 法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明する書類(戸籍謄本等)
- (4) 住民票
- (5) 夫及び妻の前年(1月から5月までの間に申請しようとする場合は前々年)の所得課税証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、同項第4号から第6号に掲げる書類は、市長がこれにより確認すべき事項を公簿等により確認することができる場合については、提出することを省略させることができる。

3 第1項の規定による申請は、甲府市特定不妊治療費助成受診等証明書に記載される治療期間が終了した日が属する年度の3月31日までに行わなければならない。

4 申請の取り下げを希望する者については、甲府市特定不妊治療費助成申請取下申請書(第5号様式)を提出する。

(助成金の交付決定等)

第6 市長は、第5の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金交付の可否を決定し、甲府市特定不妊治療費助成交付決定通知書(第3号様式)又は甲府市特定不妊治療費助成不交付決定通知書(第4号様式)により、申請者に通知するとともに、交付決定者に対しては助成金を申請者の指定する金融機関に振込の方法により交付するものとする。

(助成の取消し)

第7 市長は、申請者が偽りの申請その他不正な手段によって助成金の交付を受けたときは、第6の規定による交付決定を取り消すことができる。

(助成金の返還)

第8 市長は、第7の規定により、交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(指定医療機関等)

第9 市長は、この事業の対象となる特定不妊治療を実施する医療機関として、適当と認められるものを指定するものとする。

2 前項の指定に当たっては、別表第2「特定不妊治療費助成事業の実施医療機関における設備・人員等の指定要件に関する指針」を満たし、かつ日本産科婦人科学会(以

下「学会」という。)の会告等に基づき登録された医療機関のうち適当と認められる医療機関について行うものとする。

- 3 指定を受けようとする医療機関は、甲府市特定不妊治療費助成事業実施医療機関指定申請書(第6号様式)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項に規定する申請書を受理した場合は、速やかに現地調査を行い、指定するときは、甲府市特定不妊治療費助成事業実施医療機関指定書(第7号様式)を交付し、指定しないときは、理由を付してその旨申請書を提出した医療機関に通知するものとする。
- 5 市外の医療機関のうち、国が実施する「不妊に悩む方への特定治療支援事業」に基づいて他の都道府県等が実施する事業において、他の都道府県等の長が指定した当該都道府県等管内の医療機関は、前各項の規定にかかわらず市長が指定した医療機関とみなす。
- 6 市長は、指定を行った医療機関についても3年程度を目処に要件に照らし、甲府市特定不妊治療費助成事業実施医療機関指定要件調査票(第8号様式)の提出を求めて再審査を行うものとする。なお、倫理的に許されない行為が行われたと判断される等の状況があれば速やかに調査を行い、指定の取消を行うことができるものとする。
- 7 市長が指定した医療機関(以下「指定医療機関」という。)の開設者は、当該指定医療機関が次のいずれかに該当するに至ったときは、その事項及びその年月日を、速やかに市長に届け出なければならない。
 - (1) 第3項に規定する申請書の記載事項のうち、必須要件に変更があるとき。
 - (2) 当該指定医療機関の業務を休止し、又は再開したとき。
 - (3) 医療法(昭和23年法律第205号)第24条、第28条又は第29条に規定する処分を受けたとき。
- 8 指定医療機関の開設者は、指定を辞退しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。この場合、30日以上予告期間を設けるものとする。
- 9 指定医療機関等は、助成を受けようとする夫婦に対し、学会に報告した次の項目について、個人が特定されない集計結果として厚生労働省及び本市において把握することをあらかじめ説明しなければならない。
 - (1) 患者の年齢
 - (2) 不妊の原因
 - (3) 治療の内容、妊娠の有無
 - (4) 妊娠・出産の状況
 - (5) 生まれた子の状況
- 10 指定医療機関等は、特定不妊治療を行った夫婦から当該事業申請のため依頼があった場合には、特定不妊治療費助成事業受診等証明書(第2号様式)に必要な事項を記入及び押印の上、交付しなければならない。
- 11 市長は、指定医療機関等に対し、必要と認めるときは、この事業に必要な調査を行い、又は報告を求めることができる。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、同日以降に開始された特定不妊治療に適用する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、同日以降に終了した特定不妊治療に適用する。同日前に終了した特定不妊治療については、従前の例による。ただし、第4第1項第4号については、平成31年4月1日以降に治療を開始したものに適用する。

(経過措置)

- 2 第4の規定にかかわらず、平成31年3月31日以前に終了した特定不妊治療に対し、本市に住所を有した期間に、都道府県等からの助成又は本要綱による本市からの助成を受けた者のうち、都道府県等からの助成の回数及び本要綱による本市からの助成の回数に差が生じている場合、助成回数の多いものについては、第4第2項に定める助成の回数と通算するものとし、助成回数が少ないものについては、同第2項に定める助成の回数の限度に達した後、生じた差の回数だけ助成するものとする。
- 3 助成額の算定にあつては、前項の助成回数が少ないものが都道府県等からの助成の場合は第4第1項第1号、第2号、第3号及び第4号に定める算定方法を準用し、本市からの助成の場合は特定不妊治療に要した費用の2分の1の額とし、上限を10万円までとする。ただし、1円未満の端数は切り捨てる。
- 4 平成31年3月31日以前に終了した特定不妊治療に対し、本要綱に定める本市からの助成を受け、都道府県等からの助成を受けていない者が、平成31年4月1日以降に終了した特定不妊治療に対して新たに助成を受けようとする場合、助成額の算定は、第4第1項第2号を準用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月9日から施行し、同年4月1日以降に開始された特定不妊治療に適用する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表第1 体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲

治療内容	採卵まで			授精（夫）	受精 （前培養・媒精（顕微授精）・培養）	胚移植						助成対象範囲
	薬品投与（点鼻薬） （自然周期で行う場合もあり）	薬品投与（注射） （自然周期で行う場合もあり）	採卵			新鮮胚移植		胚凍結	凍結胚移植		妊娠の確認 （胚移植のおおむね2週間後）	
						胚移植	黄体期補充療法		胚移植	黄体期補充療法		
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2～5日	1日	10日	7～10日	1日	10日	1日	
A	新鮮胚移植を実施									助成対象		
B	凍結胚移植を実施*											
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施											
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了											
E	受精できず 又は、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止											
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止											
G	卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止											
H	排卵準備中、体調不良等により治療中止									対象外		

* B: 採卵・受精後、1～3周期程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。

* 採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となります。

別表第2

「特定不妊治療費助成事業の実施医療機関における設備・人員等の指定要件に関する指針」

1 実施医療機関の具備すべき施設・設備基準

(1) 必ず有すべき施設

実施医療機関は、次の施設・設備を有するものとする。

- 採卵室・胚移植室
 - ・ 採卵室の設計は、原則として手術室仕様（注1）であること。
 - ・ 清浄度は原則として手術室レベル（注2）であること。
 - ・ 酸素吸入器、吸引器、生体監視モニター、救急蘇生セットを備えていること。
- 培養室
 - ・ 清浄度は原則として手術室レベルであること。
 - ・ 培養室においては、手術着、帽子、マスクを着用することとし、入室時は手洗いをを行うこと。
 - ・ 職員不在時には施錠すること。
- 凍結保存設備
 - ・ 設備を設置した室は、職員不在時には施錠すること。
- 診察室、処置室
 - ・ 不妊の患者以外の患者と併用であってもさしつかえないこと。

(2) その他の望ましい施設

実施医療機関は、次の施設を有することが望ましい。

- 採精室
- カウンセリングルーム
- 検査室（特に、精液検査、精子浮遊液の調整等、不妊治療に関する検査を行う設備を設置した室）

(3) その他の要件

実施医療機関は、次の項目を満たすことが必要である。

- 自医療機関の不妊治療の結果による妊娠に関しては、妊娠から出産に至る全ての経過の把握および公益社団法人日本産科婦人科学会に対する報告を行っている医療機関であること。
- 自医療機関で分娩を取り扱わない場合には、妊娠した患者を紹介し、妊娠から出産に至る全ての経過について報告を受ける等、分娩を取り扱う他の医療機関と適切な連携をとること。

- 本事業の実績、成果の把握のための調査に協力する医療機関であること。
- 公益社団法人日本産科婦人科学会における個別調査票（治療から妊娠まで及び妊娠から出産後まで）の登録に協力する医療機関であること。
- 倫理委員会を設置することが望ましい。その委員構成等については、公益社団法人日本産科婦人科学会の会合「生殖補助医療実施医療機関の登録と報告に関する見解」に準ずることとする。倫理委員会は中立を保つため委員構成に配慮が必要であり、中立的な外部委員を複数入れることが望ましい。なお、倫理委員会委員長を実施責任者が兼ねてはならない。ただし、自医療機関で十分な人員は確保できない場合には、他の医療機関、大学等の設置されている、上記会告に準じた倫理委員会に審査を委託してもよいこととする。
- 医療安全管理体制が確保されていること。
 - ・ 医療に係る安全管理のための指針を整備し、医療機関内に掲げること。
 - ・ 医療に係る安全管理のための委員会を設置し、安全管理の現状を把握すること。
 - ・ 医療に係る安全管理のための職員研修を定期的実施すること。
 - ・ 医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のため方策を講ずること。
 - ・ 体外での配偶子・受精卵の操作にあたっては、安全確保の観点から必ずダブルチェックを行う体制を構築すること。なお、ダブルチェックは、実施責任者の監督下に、医師・看護師・いわゆる胚培養士・エンブリオロジストのいずれかの職種の職員2名以上で行うこと（医師については、実施責任者と同一人でも可）。
- 公益財団法人日本医療機能評価機構の実施する医療事故情報収集等事業の登録、参加していることが望ましい。

2 実施医療機関の配置すべき人員の基準

(1) 配置が必要な人員

実施医療機関は、次の人員を配置するものとする。

○ 実施責任者（1名）

- ・ 実施責任者は次の事項を全て満たすものとする。
 - (ア) 公益社団法人日本産科婦人科学会認定産婦人科専門医である者
 - (イ) 専門医取得後、不妊症診療に2年以上従事した者
 - (ウ) 日本産科婦人科学会の体外受精・胚移植に関する登録施設において1年以上勤務又は1年以上研修を受け、体外受精・胚移植の技術を習得した者
 - (エ) 常勤である者
- ・ 実施責任者の責務は次のとおりとする。
 - (ア) 不妊治療に関する医療安全管理マニュアルの策定

- (イ) 不妊治療を実施する施設、設備についての安全管理
- (ウ) 不妊治療にかかる記録、情報等の管理
- 実施医師（１名以上、実施責任者と同一人でも可）
 - ・ 年間採卵件数が 100 件以上の施設については、一般社団法人日本生殖医学会認定生殖医療専門医がいることが望ましい。
- 看護師（１名以上）
 - ・ 不妊治療に専任（注３）している者がいることが望ましい。
 - ・ 年間治療件数が 500 周期以上の施設については、公益社団法人日本看護協会認定の不妊症看護認定看護師又は母性看護専門看護師がいることが望ましい。
- 配偶子、受精卵及び胚の操作・取扱い、並びに培養室、採精室及び移植室などの施設・器具の準備・保守の一切を実際に行う、生殖補助医療に精通した技術者（いわゆる胚培養士・エンブリオロジスト（医師を含む））（１名以上、実施責任者又は実施医師と同一人でも可）
 - ・ 年間採卵件数が 100 件以上の施設については、実施責任者・実施医師と同一人でないことが望ましい。

(2) 配置が望ましい要員

実施医療機関は、次の人員を有することが望ましい。

- 泌尿器科医師
 - ・ 特に、精巣内精子生検採取法、精巣上体内精子吸引採取法等を実施する施設では、泌尿器科医師との綿密な連携が取れるようにしておくことが重要である。
 - ・ 一般社団法人日本生殖医学会認定生殖医療専門医であることが望ましい。
- 患者（夫婦）が納得して不妊治療を受けることができるように、不妊治療の説明補助、不妊治療の選択の援助、不妊治療を受ける患者への継続的な看護とともに生殖医療チーム内の調整を行う者（いわゆるコーディネーター）
- 心理学・社会学等に深い造詣を有し、臨床における心理カウンセリング又は遺伝カウンセリング等の経験を持ち、患者（夫婦）を不妊に関しカウンセリングの側面から支援できる技術を持つ者（いわゆるカウンセラー）
 - ・ 患者に必要な医療カウンセリング及び遺伝カウンセリングが行えるよう、配置した者の専門分野ではない分野の経験を持つ者との連携体制を確保することが望ましい。

3 その他

不妊治療にかかる記録については、保存期間を 20 年以上とすることが望ましい。

注1：「手術室仕様」の参考

医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第20条第3項手術室は、なるべく準備室を附設しじんあいの入らないようにし、その内壁全部を不浸透質のもので覆い、適当な暖房および照明の設備を有し、清潔な手洗いの設備を附設して有しなければならない。

注2：「手術室レベルの清浄度」の参考

清浄度クラス	名称	該当室	室内圧	微生物濃度
I	高度清潔区域	バイオクリーン手術室	陽圧	10CFU/m ³ 以下
II	清潔区域	手術室	陽圧	200 CFU/m ³ 以下
III	準清潔区域	ICU、NICU、分娩室	陽圧	200-500 CFU/m ³
IV	一般清潔区域	一般病室、診察室、材料部など	等圧	(500 CFU/m ³ 以下)
V	汚染管理区拡散防止区域	細菌検査室など トイレなど	陰圧 陰圧	(500 CFU/m ³ 以下)

注3：「専任」について

当該看護師の全業務のうち半分程度以上不妊治療に従事していることを目安とする。